

# 2021年度海外留学支援制度(学部学位取得型)募集要項

※この募集は、2021年度予算の成立を前提に行うものです。

## 1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、日本から諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

## 2. 派遣学生の定義

本「募集要項」において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者とします。

## 3. 支援予定人数

未定(参考: 2020年度採用人数45名)

## 4. 支援対象となる留学計画

### (1) 対象分野及び課程

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く。)及び課程。

※学士・修士一貫課程について、本制度では、学士の学位取得にかかる期間のみ支援します。

### (2) 対象国(地域)

(1)について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

### (3) 留学先大学

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学。

※大学入学準備コースについて

本制度でいう「大学入学準備コース」とは、各国(地域)の教育制度が異なることにより、留学先大学が、外国人留学生に対し学部(学士課程)入学前に修了することを義務づけているコースを指します。なお、当該コースの在籍期間は支援期間に含まれます。ただし、留学開始時(支援期間開始時)に留学先大学における学士課程の(条件付き)入学許可を得ていることを、支援開始の条件とします。また、当該コースの延長はできません。

《注意》本「募集要項」において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は学士課程と同様の取り扱いとします。

※短期大学や専修学校の専門課程等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については、本制度に応募できません。

※支援期間中に他大学に転入学することは、原則認めません。

#### (4) 支援期間

原則4年です。

※標準修業年限を限度とし、支援します。「標準修業年限」とは、正規課程の学生として、学位取得のために必要な、最短の在籍期間のことです。その大学に在籍できる最長の期間(在学年限)のことではありません。

※学士課程及び大学入学準備コースの履修中に、卒業に必須となる正規の授業の一環として就業経験を行う場合は、当該期間も含めて支援期間とします。

※学士課程及び大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。

※支援期間の延長は、原則認めません。

※支援期間中の休学は、原則認めません。

※支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

#### (5) 支援期間の開始と終了

##### ①開始

2021年4月1日から2022年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学士課程あるいは大学入学準備コースにおける授業の開始時から支援を開始します。

※2022年3月31日までに学士課程又は大学入学準備コースに入学し、授業が開始されたことを確認できない場合は採用を取り消します。

※新入生オリエンテーションや履修登録の期間は、支援期間に含めません。

##### ②終了

支援の終了は学籍がある期間内とし、かつ授業の終了又は卒業式のいずれか遅い方とします。

### 5. 資格要件

次の(1)～(16)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

※新型コロナウイルス感染症に係る特別措置については、別紙3を確認してください。

(1)日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※本「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2)次のアからウのいずれかに該当する者

ア. 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ. 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ. 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(3)国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告を求めます。

(4)応募時までに、国内外の高等教育機関(大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校の専門課程)及び諸外国(地域)の大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 応募時において、日本に居住している者

(6) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア. 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校の第3学年の課程)を応募締切時において卒業若しくは修了後3年以内の者、又は支援期間開始時までに卒業若しくは修了する者

イ. 文部科学省が指定した外国人学校を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始時までに修了する者

※高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧は、別紙2を参照してください。

ウ. 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを応募締切時において取得後3年以内の者、又は支援期間開始時までに取得する者

エ. 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始時までに修了する者

オ. 文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験の合格者、又は支援期間開始時までに合格見込みの者

※「合格見込みの者」とは、応募時において「合格見込成績証明書」が交付されている者を指します。

カ. 在外教育施設(高等部)の課程を応募締切時において修了後3年以内の者

キ. 日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始時までに修了する者

※2017年10月14日以前に上記の教育機関を卒業(修了)又は外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベル資格を取得した場合、応募できません。

(7) 上記(6)の高等学校等の長から推薦状を取得できる者(高等学校卒業程度認定試験の合格(見込み)者を除く。)

(8) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先以外の大学又は大学入学準備コース、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校及び外国の教育制度においてこれらに相当する課程に在籍していない者、かつ企業等に雇用されていない者(短時間労働者を除く。)

(9) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者

① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者

応募締切時から過去2年以内に受験した英語能力試験の得点で、TOEFL iBT (Internet-based Test)の得点が80点、又はIELTS 6.0(Academic Module Overall Band Score)以上の水準を満たす者

② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者

応募締切時から過去2年以内に受験した主たる使用言語の語学能力試験の得点が、ヨーロッパ言語共通参考枠(CEFR)B2レベル以上である者

※留学先大学が求める語学能力にかかわらず、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。

(10) 支援期間開始前までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

※語学力が入学条件に達していない等の理由で、大学が指定する語学学校等で、専ら語学のみを履修することを条件とした「条件付」入学許可を得た者の場合、語学研修期間等について支援期間に含みません。

※大学入学準備コースに入学する場合は、支援期間開始前までに大学入学準備コースへの入学許可書と、当該コース修了後に学士課程への入学が許可される旨が記載されている許可書の両方(一通の文書にまとめられていても構いません。)を入手し、提出してください。

(11) 支援期間開始前までに、必要な査証を確実に得ることができる者

(12) 応募時までに在学した全ての高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者

※複数の高等学校等に在学している場合は、次のように評定平均値を算出してください。

→各高等学校等の評定平均値を全て足した値÷在籍する(在籍した)高等学校等の学校数

※諸外国(地域)の高等学校等の場合、成績の計算方法として、weightedとunweightedがあります。本制度では、応募者が在籍する(在籍した)高等学校等における評定平均値を確認することを目的としているため、成績の計算方法は指定しません。

※高等学校卒業程度認定試験合格者及び合格見込みの者は「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ)により、成績を算出してください。

(13) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(14) 家計支持者の2019年の所得金額(父母が共働きの場合は父母の合算額)が、2,000万円以下である者

※2020年1月以降、家計急変があった者は「2020年所得見込金額証明書」(様式ト)により、申請してください。

(15) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者

なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。

- ① 日本国に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)、又は親権者が国内連絡人として認めた者
- ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者
- ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
- ④ 日本語での事務手続きに対応できる者

(16) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

《注意》応募者は、各自で留学先大学からの入学許可を取り付けるとともに、留学に必要な査証を自身で取得してください。入学許可若しくは査証の取得に日数を要したことにより、2021年度中(2021年4月1日から2022年3月31日まで)に学修活動を開始することが不可能となった場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

## 6. 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金及び授業料(以下「奨学金等」という。)を支給します。これらの支援額については、2021年度予算の成立状況により変更する場合があります。

### (1) 奨学金月額(2020年度実績)

留学先の国・地域により異なります。詳細は別紙1を参照してください。

118,000円(指定都市)

88,000円(甲地区)

74,000円(乙地区)

59,000円(丙地区)

### (2) 授業料

1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、各年度2,500,000円を上限とします。

本制度において授業料とは、正規の授業を受講するために留学先大学から必ず請求される履修登録料等を含む学費を指します。保険料や寮費、教材費等の諸経費は除きます。また、必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。  
※年度とは、日本の会計年度(4月から翌年3月まで)をいいます。

### (3)奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給します。授業料は、留学先大学が発行する請求書等に基づき、各学期分を年度ごとに支給します。授業料の現地通貨額から日本円への換算レートは、日本政府が例年12月に告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」を適用します。

なお、授業料について、派遣学生は、機構が支給する前に留学先大学に納付する必要が生じる場合がありますので、留意してください。

## 7. 他奨学金等との併給

他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

## 8. 応募方法

### (1)事前登録

応募はオンラインシステム(以下「学位応募システム」という。)で受け付けるため、応募者は事前登録をする必要があります。事前登録は、以下のホームページから行ってください。登録されたEメールアドレス宛に学位応募システムのURLが送信されますので、応募者自身でパスワードを発行してください。学位応募システムにログイン後、同システムの操作方法や注意事項を確認し、機構が指定する応募書類を提出してください。

#### ア. 事前登録ページ

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=9>

#### イ. 事前登録期限

2020年9月1日(火)～2020年10月13日(火)13時(日本時間)まで【厳守】

※応募書類の提出締切日よりも早いので注意してください。

※事前登録なしには、応募できません。

### (2)応募書類

«応募者が作成又は準備(入手)するもの»

【学位応募システムに直接WEB入力するもの】

① 願書(様式1)

② 留学先大学等情報【第1希望～第6希望】(様式2-1～様式2-6)(日本語で作成)

※留学希望先は最大6校まで記入できます。

【学位応募システムにWORD/PDF/JPEGファイルをアップロードするもの】

③ ②(留学先大学等情報【第1希望～第6希望】)の根拠書類

④ 応募者の顔写真(JPEG形式)

⑤ 留学を志す理由・留学計画・卒業直後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)(日本語及び留学先での使用言語で作成)

⑥ 日本社会への貢献について(様式4)(日本語で作成)

⑦ 留学をテーマとした自己PR(様式5)

⑧ 住民票(写し)

※住民票は2020年9月1日以降に発行されたものを提出してください。

⑨ 語学能力試験証明書(写し)

※主たる使用言語について、ヨーロッパ言語共通参考枠(CEFR)と対照できる語学能力試験が全く存在していない場合は、「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。

※英語以外の言語について、当該試験が生涯資格であることから、同レベルの級の再受験を試験実施団体が認めていないために、過去2年以内に受験した試験結果を応募時に提出不可能である場合に限り、以下の書類を提出してください。また、支援期間開始時までに何らかの語学能力試験を受験し、ヨーロッパ言語共通参考枠(CEFR)B2レベル以上であることを証明してください。提出されない場合や基準に達していない場合は、採用を取り消します。

ア. 直近の語学能力試験証明書(写し)

イ. 再受験が認められていないことが記載されている実施団体のホームページの情報(日本語以外の場合、和訳を添付すること)

⑩ 家計支持者(父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者がいる場合は当該人物)全員分の市区町村役場発行の令和元(平成31/2019)年所得証明書(写し)

⑪ 【該当者のみ】応募者の戸籍抄本(個人事項証明書)及び事情書(様式任意)

※父母2名分の所得証明書が提出できない場合、根拠書類として提出必須です。

※事情書には、父母のうち、どちら(又は両方)の所得証明書が提出できないのか、またその理由を記入してください。

※戸籍抄本が存在しない場合や、戸籍抄本で家族構成が確認できない場合は、理由書(様式任意)を提出してください。

※やむを得ない理由により郵送等による提出を希望する場合は、願書の「応募者の戸籍抄本提出方法に関する備考」欄に別途郵送等する旨を入力してください。

上記の応募書類において、提出書類の記載言語に指示があるもの以外、日本語以外で記載された書類には、和訳も添付してください。

«**応募者の在籍又は卒業高等学校等に作成や準備を依頼し、応募者が提出するもの**»

【学位応募システムにWORD/PDFファイルをアップロード(⑫⑬)、又は郵送等(⑭⑮)するもの】

※事前登録後に「選考管理番号」が受付センターから発行された後に依頼してください。記入欄があります。

第5項(6)に該当する資格に応じ、以下に指定する書類を提出してください。

⑫ 高等学校等の概要を証明する書類【該当者のみ】

- ・ 第5項(6)イに該当する者

当該学校が文部科学省により指定された外国人学校であることを証明する書類

- ・ 第5項(6)エに該当する者

当該学校が国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育機関であることを証明する書類

- ・ 第5項(6)カに該当する者

当該学校が在外教育施設であることを証明する書類

※いずれも当該校長が発行することが望ましいですが、校長による発行が困難である場合、応募者自身が証明する書類を提出しても構いません。

第5項(6)に該当する資格に応じ、下表に記載する⑬卒業証明書等及び⑭成績証明書

等について、「    」内で指定した書類を提出してください。

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限ります。

※成績が5段階評価によるものではない場合、高等学校等の長に「成績証明書【5段階評価換算用】」(様式ハ)の作成を依頼してください。

※応募者は、調査書又は成績証明書を開封せずに巻封のまま提出してください。

◆下表について、該当する資格が複数ある場合は、該当する書類を全て提出してください。

応募資格		⑬ 卒業証明書等(写し)	⑭ 成績証明書等 【郵送等提出】	備考
ア	日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等卒業又は修了(見込み)者	「卒業(見込み)証明書」 又は 「修了(見込み)証明書」	「調査書」	※高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合には「成績証明書」を提出してください。 ※応募時において高等専門学校第3学年を修了している場合、「第3学年修了後、退学したことを証明する書類」を併せて提出してください。
イ	文部科学省が指定した外国人学校修了(見込み)者	「修了(見込み)証明書」	「成績証明書」	—
ウ	国際バカロレア資格・アビトゥア資格・バカロレア資格・GCE Aレベル資格取得(見込み)者	<u>①及び②いずれも提出</u> ①「高等学校等の修了(見込み)証明書」 ②「資格取得(見込み)証明書」(写し)	「成績証明書」	※「成績証明書」は、各資格の成績(見込み)証明書ではなく、高等学校等の長が作成した高等学校等の「成績証明書」を提出してください。 ※「資格取得証明書」は、国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格又はGCE Aレベル資格のいずれか該当するものを提出してください。見込み者の場合は、卒業予定の高等学校等の長が作成した「資格取得見込み証明書」(様式任意)を提出してください。
エ	国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程修了(見込み)者	「修了(見込み)証明書」	「成績証明書」	—

応募資格		⑬ 卒業証明書等(写し)	⑭ 成績証明書等【郵送等提出】	備考
オ	高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者	—	<u>①及び②いざれも提出</u> ①「合格成績証明書」又は「合格見込成績証明書」 ②「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ)	※高等学校等で単位を修得したことにより免除を受けた科目がある場合、その単位を修得した高等学校等の「成績証明書」(原本)も併せて提出してください。 ※知識及び技能に関する審査(技能審査)に合格したことにより免除を受けた科目がある場合、当該試験の「合格証明書」(写し)も併せて提出してください。
カ	在外教育施設(高等部)修了者	「修了証明書」	「成績証明書」	—
キ	日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程修了(見込み)者	<u>①及び②いざれも提出</u> ①「修了(見込み)証明書」 ②「高校卒業及び大学入学資格に関する確認書」(様式ロ)	「成績証明書」	—

#### ⑮ 推薦状【推薦者用】(様式へ)【郵送等提出】

- 卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの高等学校等の長からの推薦状、又は第3学年を修了(見込み)の高等専門学校長からの推薦状を提出してください。

※応募者は、日本語又は英語での作成を依頼してください。

※応募者は、開封せずに巻封のまま提出してください。

※高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者の場合、推薦状の提出は不要です。

※⑫⑬⑭⑮について、高等学校等が直接受付センターに郵送等することも可能です。

また、⑯⑰については、外国の高等学校等が差出人の場合、推薦状提出用システムに直接、高等学校等が提出しても構いません。この場合、別途原本を郵送等する必要はありません。なお、推薦状提出用システムは学位応募システムとは異なります。(推薦状提出用システム<高等学校等用>

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=11>

### (3)応募書類の提出期間

2020年10月1日(木)～10月15日(木)13時(日本時間)必着

(発送物は10月15日(木)消印有効。ただし、10月22日(木)到着分のみ有効)

※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても応募書類は受理しません。また、受理した応募書類は返却しません。

※日本の高等学校等の郵送等による提出や、外国の高等学校等が推薦状提出用システムを通して提出する場合は、2020年9月4日(金)から提出を受け付けます。

#### (4) 応募書類の作成及び提出

応募書類は、「2021年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引き～記入例・Q&A～」(以下「申請の手引き」という。)に従って、作成・提出してください。なお、必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

##### ア. 【応募書類ダウンロードページ】

「申請の手引き」及び応募書類の各様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_a/scholarship/gakubu/2021.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/gakubu/2021.html)

##### イ. 【郵送等で提出する場合の注意点】

(2) 応募書類の「⑯成績証明書等、⑰推薦状」は未開封の状態で、第17項「応募書類等提出先及び本件照会先」に郵送等で提出してください。

※書留又は宅配便等配達の記録が残る方法で、封筒の表に朱書きで「海外留学支援制度(学部学位取得型)応募書類在中」と記載して郵送等で提出してください。

※郵送等で提出した書類の到着確認には一切応じません。

※持参による提出は認めません。

### 9. 審査方法

#### (1) 第一次審査

応募書類に基づき、書面審査を実施します。

書面審査の結果は、2021年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に学位応募システム上で通知します。

#### (2) 第二次審査

第一次審査(書面審査)の合格者に対してのみ、面接審査を実施します。

・面接日: 2021年1月23日(土)又は1月24日(日)のいずれか1日

・場所: 東京都内を予定

※新型コロナウイルス感染症の状況により、東京以外の会場での実施やオンラインでの実施の可能性があります。詳細は、書面審査の結果と併せ、書面審査の合格者宛に学位応募システム上で通知します。なお、面接審査に伴う旅費等は、応募者が負担してください。(オンラインで実施した場合、オンライン面接に必要な設備(パソコン、マイク及びカメラ)や通信環境等は応募者が準備してください。)

#### (3) 採否結果

派遣学生としての採否結果は、2021年3月上旬を目途に、面接審査を行った者宛に学位応募システム上で通知します。

#### (4) 採用決定後の手続き

派遣学生として決定した者は、2021年3月24日(水)までに、以下の書類(所定様式)の原本を機構に郵送等で提出してください。

① 誓約書

※未成年の場合は、採用にあたり親権者の同意が必須です。

② 健康診断書(診断日より3か月以内。)

③ 銀行口座届出書

④ 採用登録票

## (5)その他

採否結果の理由に関する問い合わせには応じかねます。

## 10. 事前オリエンテーションについて

採用者を対象に事前オリエンテーションを実施します。

- ・実施日:2021年3月予定
- ・場所:東京都内を予定

## 11. 各種報告書等の提出

### (1) 支援期間開始から終了までの各種報告

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修状況を機構に報告する必要があります。

例:毎月の学修報告書、毎学期終了時の留学状況報告書及び成績証明書、年に1回の派遣学生状況調査。

大学入学準備コース修了時には、大学入学準備コース修了証の写しや、留学成果報告書及び成績証明書を機構に提出してください。

※大学入学準備コースや学士課程を修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

※派遣学生が学位取得の可能性がないと判断した場合は、速やかに機構へ報告してください。

### (2) 支援終了後の報告

支援終了後1か月以内に学位記の写しや留学成果報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、協力してください。

## 12. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあっては、奨学金等の全部又は一部を返納させることができます。

- ① 第5項に掲げる要件を備えなくなったとき
- ② 第8項(2)に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ③ 第9項(4)により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき
- ④ 第11項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構若しくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき
- ⑤ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき
- ⑥ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

## 13. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることができます。

- ① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の安全情報又は感染症情報のうち「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合  
※ただし、支援期間中にレベルが下がった場合は、支給を再開します。
- ② その他、後日掲載予定の「派遣学生の手引き」に定められた支給要件を満たさない場合

#### 14. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が課されることがありますので、本「募集要項」や後日掲載予定の「派遣学生の手引き」等に定める規定や手続きを遵守してください。

#### 15. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。

留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせることができます。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

##### [留学情報等照会先]

- 独立行政法人日本学生支援機構  
「海外留学支援サイト」URL: <https://ryugaku.jasso.go.jp/>

##### [海外安全情報照会先]

- 外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 領事サービスセンター 海外安全相談班  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)  
TEL : 03-3580-3311(内線2902、2903)  
ホームページ [https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

#### 【在留届の登録について】

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大蔵省又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。現地で緊急事態等が発生した場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、必ず最寄りの在外公館に「在留届」を提出してください。

- 外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## **16. 個人情報の取扱い**

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の高等学校等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

## **17. 応募書類等提出先及び本件照会先**

「海外留学支援制度(学位取得型)受付センター」

(受託者)レジェンダ・コーポレーション株式会社

〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー30階

E-mail:jasso-ryugaku@s-hr.jp

## 留学先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 118,000 円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 74,000 円	【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 88,000 円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 59,000 円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

## 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧

学校名	所在する都道府県
インスチツート・エドゥカレ(名称変更前のエスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテを含む。)	茨城県
エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県
インスチツート・エドカショナル・ジェンテ・ミウーダ	群馬県
インスチツート・エドカショナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県
エスコーラ・パラレコ各種学校(名称変更前のエスコーラ・パラレコ 太田校を含む。)	群馬県
伯人学校イーエーエス太田(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校を含む。)	群馬県
エスコーラ・インテルクートゥラウ・ウニフィカーダ・アルコ・イリス	埼玉県
各種学校インストゥト エドゥカシオナル ティー・エス レクレアソン	埼玉県
コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県
インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン	東京都
東京インドネシア共和国学校(旧名称 インドネシア学校東京)	東京都
カナディアン・インターナショナルスクール	東京都
東京韓国学校中・高等部(名称変更前の東京韓国学校を含む。)	東京都
東京国際フランス学園(名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校を含む。)	東京都
東京中華学校	東京都
東京横浜独逸学園	神奈川県
横浜中華学院	神奈川県
アルプス学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校を含む。)	山梨県
コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス	長野県
長野日伯学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校を含む。)	長野県
コレージオ・イザキ・ニュートン	岐阜県
セントロ・エドカショナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県
ソシエダーデ・エドカショナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県
HIRO 学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェソール カワセ(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセを含む。)	岐阜県
エスコーラ・アウカンセ	静岡県
エスコーラ・ノヴァ・エラ	静岡県
エスコーラ・ブラジル(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツを含む。)	静岡県
セントロ・エドカショナル・イ・プロフィシオナリザンチ-CEP ブラジル	静岡県
伯人学校イーエーエス浜松(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校を含む。)	静岡県
ムンド・デ・アレグリア学校(ブラジル課程に限る。)	静岡県
エスコーラ・サンパウロ	愛知県
エスコーラ・ネクター	愛知県

学校名	所在する都道府県
コレージオ・ブラジル-ジャポン・プロフェソール・シノダ	愛知県
伯人学校イーエース豊田(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校を含む。)	愛知県
伯人学校イーエース豊橋(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校を含む。)	愛知県
伯人学校イーエース碧南(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。)	愛知県
ニッケン学園	三重県
伯人学校イーエース鈴鹿(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。)	三重県
日本ラチーノ学院(名称変更前のコレージオ・ラティーノ・デ・シガを含む。)	滋賀県
ムンド・デ・アレグリア学校(ペルー課程に限る。)	静岡県

(平成 31 年3月 28 日現在)

出典 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm)

※最新版のリストについては各自確認すること。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる募集上の配慮について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2021年度募集では、次のとおり配慮します。

※ただし、下表で定める提出期限までに必要な書類が提出されない場合や要件が満たされない場合には、採用が取り消されます。

	配慮する要件	配慮の内容
1	学歴要件 ※「5. 資格要件」(6)	新型コロナウイルス感染症の影響により、外国の高等学校卒業資格を得るための試験が実施されず、応募時に必要な書類を提出できない場合、採用後、支援開始手続きまでに、高等学校卒業資格が分かる証明書を提出してください。
2	語学要件 ※「5. 資格要件」(9)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、留学先大学における主たる使用言語について、「募集要項」第5項(9)に定める語学水準(①又は②)を満たしていることを証明する語学能力試験の結果(応募締切日から過去2年以内)を提出することができない場合、以下の【1】及び【2】いずれも提出することを条件に、応募を認めます。</p> <p><b>【1】</b>応募締切日までに、参考データとして該当するものを全て提出すること            ①応募締切日から過去5年以内に受験済みの者：過去の語学能力試験の結果(参考データのため、得点が基準を満たしていないとも構いません)            ②過去に本制度で認められる語学能力試験の受験結果が無い者：「語学運用能力証明書」(様式イ)の提出、及びある場合には過去に受験した何らかの語学能力試験の結果(例：英語の場合、TOEIC等)</p> <p><b>【2】</b>2020年12月1日(火)までに提出すること            ③「募集要項」に定める語学水準(①又は②)を満たすことを証明する語学能力試験の結果</p>
3	所得要件 ※「5. 資格要件」(14)	<p>家計支持者の2019年の所得金額が基準額を超えているものの、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変があった場合、家計急変後の所得金額が本制度の定める所得要件の範囲内であれば、応募を認めます。該当者は以下の書類を全て提出してください。</p> <p>①令和元年(平成31年/2019年)の所得証明書            ②「2020年所得見込金額証明書」(様式ト)            ③家計急変に関する各種証明書類</p> <p>(参考)            ・「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」  <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhens/coronavirus.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhens/coronavirus.html</a></p>